

No	品名	形 状 寸 法	数 量	単位 呼称	単 価 (円)	金 額 (円)
1	泡消火薬剤の 収集運搬	泡消火薬剤を発生場所から収集し、受託者の処理施設へ運搬する	28	か所		
2	泡消火薬剤の処分	泡消火薬剤（水成膜） 20L缶	58	本		
3	泡消火薬剤の処分	泡消火薬剤（たん白系） 20L缶	481	本		
4	泡消火薬剤の処分	泡消火薬剤（たん白系） 200L缶	100	本		
小 計						
消費税及び地方消費税						
合 計						

契約期間：契約確定の日の翌日から令和4年3月25日まで

履行場所：仕様書のとおり

※ 所在地等に変更する場合がある。その場合は別途指示する。

※ 本契約の履行に当たって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。

※ 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う業務が追加で発生した場合、受注者（受託者）からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限（納入期限）の延長のための協議を行う。

※ 配送（又は履行）するに当たって、付記の内容によること。

仕 様 書

【収集運搬・処分用】

1 目的

この仕様書は、東京消防庁（以下「当庁」という。）が排出する泡消火薬剤の収集運搬・処分について必要な事項を定める。

2 件名

泡消火薬剤の収集運搬・処分委託

3 履行場所

受託者の処分施設の所在地

4 産業廃棄物の種類等

当庁が収集運搬・処分を委託する産業廃棄物の種類及び処理方法は次のとおりとする。

廃棄物の名称	廃棄物の種類	処理方法
泡消火薬剤	汚泥	焼却

5 受託者の要件

前項に記載した産業廃棄物の種類に応じた産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を取得していること。

6 収集運搬・処分の方法

受託者は、排出事業場の特殊性等を十分に理解し、環境の保全及び排出事業場の業務に支障を来さないよう万全を期すこと。

委託した廃棄物の処理については、第4項に掲げる方法にて行うこととし、処理後の搬出先は、産業廃棄物埋立処分場、又は焼却施設、再生事業者及び売却先とする。

また、処理後の産業廃棄物等の処理については、契約締結後速やかに当該産業廃棄物等の処理方法、運搬先等を明らかにしたフロー図を作成し、運搬先との契約書、産業廃棄物処理業の許可証等の写しとともに提出し、承諾を得ること。

7 受託者の事業範囲

受託者は産業廃棄物の排出場所及び搬入先の施設を管轄する都道府県知事又は政令で定める市長が発行する自らの名義の許可証の写しを契約書に添付すること。

なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を当庁に通知し、変更後の許可証の写しを当庁に提出すること。

また、別紙1「産業廃棄物収集運搬・処分委託業務に係る受託者の事業内容」に必要事項を記入して契約書に添付すること。

8 登録車両の事前報告

受託者は、契約締結後速やかに、本業務に使用する全ての車両の形状・登録番号の一覧表を提出すること。

9 委託業務の範囲

(1) 受託者が当庁の排出する泡消火薬剤を収集し、法令等に従い、適正に受託者の処分施設に運搬し、処分するまでを本業務の範囲とする。

(2) 収集運搬の発生場所及び数量にあつては、別表第1、2のとおりとする。

日時にあつては契約締結後、別に指示する。

10 情報の提供

- (1) 当庁は、委託する産業廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報について、別添え「産業廃棄物データシート（WDS）」により受託者に提供する。
- (2) 受託者は、(1)で提供された情報が適正処理のために不足していると判断した場合は、契約の前に当庁に産業廃棄物データシートの追記を要求するものとする。
- (3) 当庁は、契約後(1)及び(2)で提供した情報に変更が生じた場合は、速やかに変更後の産業廃棄物データシートを受託者に再提供しなければならない。
- (4) 受託者は、(3)の再提供を受ける方法について、別紙1の所定欄に記載する。
- (5) 受託者は委託された産業廃棄物の収集運搬または処分が困難となった場合には、その旨を書面により速やかに当庁に通知しなければならない。

11 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）

- (1) 当庁は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、A（排出事業者保管）票を除いて受託者に交付する。
- (2) 受託者は、産業廃棄物の収集を行うときは、担当者の立会いのもと産業廃棄物の種類及び量を確認し、マニフェストと照合する。
- (3) 受託者は、産業廃棄物を事業場に搬入する都度、マニフェストB1（収集運搬業者保管）票及びB2（運搬終了）票に必要事項を記載しB2（運搬終了）票を運搬終了日から10日以内に当庁に送付するとともにB1（収集運搬業者保管）票を5年間保存する。
- (4) 受託者は、処分が完了したときは、マニフェストC1（処分業者保管）票、C2（処分終了）票及びD（処分終了）票に必要事項を記載した後、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に当庁に送付し、C1（処分業者保管）票、C2（処分終了）票を5年間保存する。
- (5) 受託者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、当庁から交付されたマニフェストE（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、E（最終処分終了）票を委託者に送付する。
- (6) 当庁は、受託者から送付されたマニフェストB2（運搬終了）票、D（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票とともに5年間保存する。

12 最終処分の確認

- (1) 受託者は、本業務に係る産業廃棄物の最終処分（埋立処分又は再生）の場所（住所、地名、施設の名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力を別紙1の最終処分欄に記載すること。
また、受託者が、第6項により了承された二次処理先に搬出する場合については、当該二次処理先の場所等を同欄に併せて記載すること。
- (2) 受託者は、当庁に対し中間処理後の最終処分等の場所等について必要な情報を提供しなければならない。委託者は、受託者と最終処分業者等との間で交わしている委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証の写し等により、最終処分等の場所の所在地、名称、方法及び処理能力の確認を行うこととする。なお、最終処分等の場所等に変更が生じた際

は、受託者は遅滞なく当庁に通知し、必要な情報を書面にて提出しなければならない。

13 業務完了報告書の作成及び書類の保存

受託者は、本業務について、委託完了届を作成し、当庁に提出しなければならない。

当庁及び受託者は、契約書又は請書を法令により定められた添付書類とともに、委託契約終了後から5年間保存する。

14 積替保管

(1) 受託者は、委託された産業廃棄物の収集運搬にあたっては、許可された事業の範囲に当該廃棄物の保管・積替えを含む場合を除き、委託された産業廃棄物を積替え又は保管してはならない。

(2) 受託者は、委託された産業廃棄物の収集運搬にあたって積替え又は保管を行う場合において、当該廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管の場所において他の産業廃棄物と混合してはならない。

(3) 受託者は、委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分にあって積替え又は保管を行う場合は法令に定める保管の基準を遵守すること。

(4) 受託者は積替え保管施設において、売却を目的とした産業廃棄物の抜き取りを行ってはならない。

15 業務等の調査等

(1) 当庁は、産業廃棄物の収集運搬及び処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するために、受託者に対し、本業務に係る報告を求めることができる。

(2) 当庁は、受託者に対し、予告なく処分施設における産業廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受託者はその状況について適切な説明をしなければならない。

16 支払方法

(1) 当庁は、マニフェストD票及び完了届により産業廃棄物の収集運搬・処分の終了を確認した後、受託者が提出する請求書に基づき支払いを行う。

(2) 請求金額の計算については、消費税及び地方消費税の額の計算までは端数処理は行わない。

ただし、請求金額においては、円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

17 再委託の禁止

受託者は、第10項第5号に基づく通知を行った場合であって、法令に定める基準に従い当庁から書面による承諾を得て行う場合を除き、本業務を第三者に委託してはならない。

18 契約の解除等

(1) 受託者が法令に定める基準を満たさなくなったときは、当庁はこの契約を解除することができる。

(2) 受託者がこの仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、当庁はこの契約を解除することができる。

(3) 受託者の責によりこの契約が解除される場合は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは当庁の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

(4) 受託者は、当庁が第10項第2号又は第4号の規定により提供した情報により、産業廃棄

物の処理を適正に行なうことが出来ないと判断した場合は、当庁に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、当庁は受託者に産業廃棄物を引き渡してはならない。

19 秘密保持

受託者は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

20 疑義の解釈

本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、関係法令等に従いその都度、当庁と受託者が協議して決定するものとする。

21 その他

履行するにあたっては、付記の内容によること。

産業廃棄物収集運搬・処分委託業務に係る受託者の事業内容

受託者の所在地 受託者の名称							
○許可情報（収集運搬）							
・排出場所許可番号（東京都） （ 1 3 - - ）				許可期限		年	月 日
・搬入先許可番号（ ） （ - - ）				許可期限		年	月 日
・積替え及び保管の場所の許可番号（ ） （ - - ）				許可期限		年	月 日
所在地（ ）				保管上限（ ）			
○許可情報（処分）							
・処分業許可都道府県政令市（ ）				許可番号（ - - ）		許可期限 年 月 日	
・産業廃棄物処理施設の許可（15条施設）（有（施設名称： ）・無（ ））							
○事業範囲							
・許可品目等：以下のとおり（収運の許可は○（うち保管積替えを含むものは◎）、処分の許可は□で囲む）							
燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			鉱さい	がれき類	ばいじん	紙くず	木くず
繊維くず	動植物性残さ	動物性固形不要物	動物のふん尿	動物の死体	政令13号物		
石綿含有産業廃棄物		水銀使用製品産業廃棄物			水銀含有ばいじん等		
特別管理産業廃棄物（ ）							
・許可の条件（ ）							
・許可の更新・変更の状況（ ）							
○委託内容							
廃棄物の種類	契約単価（円／単位）		予定数量 （単位／日週月年）	受託者の事業範囲 (1)処理方法(2)処理能力 (3)施設所在地	最終処分欄の 番号		
	収集運搬	処分					
				(1) (2) (3)			
				(1) (2) (3)			
収集運搬・処分別 合計金額				(1) (2) (3)			
合計予定金額							
○最終処分に関する情報（二次処理を行う場合は、二次処理に関する情報も含む。）							
□下表のとおり □別紙一覧のとおり							
種類 【許可品目】	所在地・名称等		方法、処理能力、 残余容量	許可番号 許可期限			
1 安定型埋立 []							
2 管理型埋立 []							
3 []							
○廃棄物情報に変更があった場合の情報文書の伝達方法							
担当者所属氏名（ ）							
□FAX（ - - ） □e-mail（ @ ）							
□郵送（〒 - ）（ ）							
緊急連絡時の電話（ - - ） 営業時間（ : ~ : ） 休業日（ ）							

別表第 1

発生場所一覧

No.	発生場所	所在地	電話番号
1	第二消防方面本部消防救助機動部隊	大田区京浜島 1 - 1 - 4	03-5492-0119
2	第六消防方面本部消防救助機動部隊	足立区新田 3 - 3 7 - 1	03-5390-0119
3	第八消防方面本部消防救助機動部隊	立川市泉町 1 1 5 6 - 1	042-524-0119
4	第九消防方面本部消防救助機動部隊	八王子市鍵水 2 - 1 0 8 - 2	042-674-0119
5	日本橋消防署 人形町出張所	中央区日本橋人形町 2 - 2 7 - 8	03-3669-0119
6	臨港消防署	中央区晴海 5 - 8 - 2 0	03-3534-0119
7	品川消防署 東品川出張所	品川区東品川 3 - 2 5 - 1 1	03-3450-0119
8	大森消防署	大田区大森東 1 - 3 2 - 8	03-3766-0119
9	田園調布消防署 雪谷出張所	大田区東雪谷 4 - 4 - 1	03-3729-0119
10	蒲田消防署 空港分署	大田区羽田空港 1 - 5 - 6	03-3747-0119
11	野方消防署	中野区丸山 2 - 2 1 - 1	03-3330-0119
12	赤羽消防署 浮間出張所	北区浮間 3 - 1 3 - 1 5	03-3966-0119
13	志村消防署 高島平出張所	板橋区高島平 3 - 1 2 - 1 0	03-3975-0119
14	練馬消防署	練馬区豊玉北 5 - 1 - 8	03-3994-0119
15	荒川消防署 汐入出張所	荒川区南千住 8 - 2 - 4	03-3807-0119
16	尾久消防署	荒川区東尾久 8 - 4 4 - 4	03-3800-0119
17	足立消防署	足立区梅島 2 - 1 - 1	03-3852-0119
18	深川消防署	江東区木場 3 - 1 8 - 1 0	03-3642-0119
19	城東消防署	江東区亀戸 6 - 4 2 - 9	03-3637-0119
20	金町消防署	葛飾区金町 4 - 1 5 - 2 0	03-3607-0119
21	葛西消防署	江戸川区中葛西 1 - 2 9 - 1	03-3689-0119
22	小岩消防署	江戸川区鹿骨 2 - 4 2 - 1 1	03-3677-0119
23	三鷹消防署 牟礼出張所	三鷹市牟礼 1 - 1 1 - 8	0422-46-0119
24	調布消防署	調布市下石原 1 - 1 6 - 1	042-486-0119
25	北多摩西部消防署 武蔵村山出張所	武蔵村山市榎 1 - 1 - 3 6	042-563-0119
26	町田消防署	町田市本町田 2 3 8 0 - 3	042-794-0119
27	日野消防署	日野市神明 2 - 1 4 - 3	042-581-0119
28	多摩消防署	多摩市諏訪 1 - 6 9	042-375-0119

別表第2

所属別数量					
No.	所属	数量（本）			進入可能なトラック の最大積載量
		泡消火薬剤（水成膜）	泡消火薬剤（たん白系）		
		20L缶	20L缶	200L缶	
1	第二消防方面本部消防救助機動部隊			6	10t
2	第六消防方面本部消防救助機動部隊			9	10t
3	第八消防方面本部消防救助機動部隊			12	10t
4	第九消防方面本部消防救助機動部隊			9	10t
5	日本橋消防署 人形町出張所		85		4t
6	臨港消防署			45	10t
7	品川消防署 東品川出張所		13		10t
8	大森消防署		80		4t
9	田園調布消防署 雪谷出張所		15		4t
10	蒲田消防署 空港分署	58			10t
11	野方消防署		11		4t
12	赤羽消防署 浮間出張所		16		2t
13	志村消防署 高島平出張所			10	10t
14	練馬消防署		15		10t
15	荒川消防署 汐入出張所		12		4t
16	尾久消防署		24		4t
17	足立消防署		39		10t
18	深川消防署		15		10t
19	城東消防署		15		4t
20	金町消防署		28		10t
21	葛西消防署		15		10t
22	小岩消防署		15		10t
23	三鷹消防署 牟礼出張所			9	10t
24	調布消防署		15		4t
25	北多摩西部消防署 武蔵村山出張所		25		10t
26	町田消防署		14		10t
27	日野消防署		14		4t
28	多摩消防署		15		4t
合 計		58	481	100	

< 表 面 >

管理番号 1

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 3年 12 月 22 日

記入者 装備計画係

1	排出事業者	名称 東京消防庁 所在地 〒100-8119 東京都千代田区大手町一丁目3番5号	所属 担当者	装備部 装備課 TEL 03-3212-2111 FAX
2	廃棄物の名称	泡消火薬剤(たん白系) アルコエース3-3		
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) ☐ 分析表添付(組成)	MSDSがある場合、CAS No. エチレングリコール 6.0% 硫酸第一鉄・7水塩 2.0% エチレングリコール 107-21-1 硫酸第一鉄・7水塩 7782-63-0 ・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。		
4	廃棄物の種類 ■産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他() ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 鉱さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害)		
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン (×)		
6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当・ <u>非該当</u>)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・ <u>非該当</u>) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。		
7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) ☐ 1,1-ジメチルグアニジン(DMGU)		
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (○) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) その他 ()		
9	有害特性 (有・ <u>無</u> ・不明)	☐ 爆発性 ☐ 引火性(℃) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(℃) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ ☐ 重合反応性 ☐ その他()		
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状 粘ちよう液体 臭い(たん白臭) 色(黒褐色) 比重 1.16/20℃) pH(6.8/20℃) 沸点(102℃) 融点() 発熱量() 粘度() 水分()		
11	品質安定性	経時変化(有・ <u>無</u>) 有る場合は具体的に記入 ※ 通常条件で安定である。		

12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	■容器 (20リットルポリタンク 及び 200リットルドラム缶)
14	排出頻度 数量	頻度(<u>ポット</u>) 継続予定) ポリタンク×295本(計5,900リットル) ドラム缶×94本(計18,800リットル)
15	特別注意事項 (有 ・ 無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 保護具(保護眼鏡、マスク、ゴム手袋等)を着用する。 眼、皮膚へ接触しないよう、風上で作業する。作業後は、手や顔などをよく洗う。 輸送前に容器が密栓されているか、また、液漏れがないか確認する。 容器を破損させることのないように注意する。 労働安全衛生法施行令別表第9、通知対象物 エチレングリコール(政令番号75) 硫酸第一鉄 7水塩(政令番号352) 応急処置 吸入した場合 新鮮な空気のある場所に移し衣服を緩め安静にする。 必要があれば医師の手当てを受ける。 皮膚付着 多量の水で洗い流す。 目に入った場合 清浄な水で洗浄する。異常を感じたら医師の手当てを受ける。 飲み込んだ場合 水でよく口の中を洗浄する。 必要があれば指を喉に差し込んで吐き出させ、医師の診断を受ける。

【参考】その他の情報

- ・ サンプル等提供 (均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ サンプル無 写真有)
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
ポリ容器のまま消防車両に積載していたが、使用期限が切れたもの。
- ・ 製品安全データシート添付

< 排出事業者及び処理業者内容確認欄 >

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

< 変更履歴 >

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 3年 12 月 22 日

記入者 設備計画係

1	排出事業者	名称 所在地 東京都千代田区大手町一丁目3番5号	東京消防庁 〒100-8119 東京都千代田区大手町一丁目3番5号	所属 担当者	設備部 設備課 TEL 03-3212-2111 FAX	
2	廃棄物の名称	泡消火薬剤(たん白系) フロロフォームA				
3	廃棄物の 組成・成分情報 (比率が高いと 思われる順に 記載)	エチレングリコール 6.0% 硫酸第一鉄7水和物 2%		MSDSがある場合、CAS No. エチレングリコール 107-21-1 硫酸第一鉄7水和物 7782-63-0		
	☐ 分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。				
4	廃棄物の種類 ■産業廃棄物 ☐ 特別管理 産業廃棄物	☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他() ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 銻さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害)				
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロパン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン (×)				
6	PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。				
7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) ☐ 1,1-ジメチルグアニジン(DMGU)				
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (○) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) その他 ()				
9	有害特性 (有・無・不明)	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ ☐ 重合反応性 ☐ その他()				
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状(粘ちよう液) 臭い(たんぱく臭) 色(黒褐色) 比重(1.16/20°C) pH(7.0/20°C) 沸点(102°C) 融点() 発熱量() 粘度() 水分()				
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入 ※ 通常条件で安定である。				
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭				

13	荷姿	■容器（ 20リットルポリタンク ）
14	排出頻度 数量	頻度（ スポット ・継続予定） ポリタンク×121本（計2,420リットル） ／ 年・月・週・日
15	特別注意事項 （ 有 ・ 無 ）	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 保護具（保護眼鏡、マスク、ゴム手袋等）を着用する。 眼や皮膚への接触を防ぎ、風上で作業する。作業後、使用した保護具、手、顔などをよく洗う。 輸送前に容器が密栓されているか、また、液漏れがないか確認する。 容器を破損させることのないよう注意する。大きな振動や衝撃を与えない。 労働安全衛生法施行例別表第9、通知対象物 エチレングリコール（政令番号75） 応急処置 吸入した場合 新鮮な空気のある場所に移し衣服を緩め安静にする。 必要があれば医師の手当てを受ける。 皮膚付着 触れた部位を多量の水で洗い流す。 目に入った場合 清浄な水で洗浄する。異常を感じたら医師の手当てを受ける。 飲み込んだ場合 水でよく口の中を洗浄する。 必要があれば指を喉に差し込んで吐き出させ、医師の診断を受ける。

【参考】その他の情報 ・ サンプル等提供 （ 均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ サンプル無 写真有 ） ・ 産業廃棄物の発生工程等 ポリ容器のまま消防車両に積載していたが、使用期限が切れたもの。 ・ 製品安全データシート添付																								
＜排出事業者及び処理業者内容確認欄＞ <table border="1"> <tr> <th>No.</th> <th>内容確認日時</th> <th>排出事業者担当者</th> <th>処理業者担当者</th> <th>備考</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>					No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考															
No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考																				
＜変更履歴＞ <table border="1"> <tr> <th>No.</th> <th>変更日時</th> <th>排出事業者担当者</th> <th>処理業者担当者</th> <th>変更内容</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>					No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容															
No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容																				

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 3年 12 月 22 日

記入者 装備計画係

1 排出事業者	名称 東京消防庁 所在地 〒100-8119 東京都千代田区大手町一丁目3番5号	所属 担当者	装備部 装備課 TEL 03-3212-2111 FAX
2 廃棄物の名称	泡消火薬剤(たん白系) マイティフォーム3310		
3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) ☐ 分析表添付(組成)	エチレングリコール 6.0% 塩化第一鉄四水和物 1~2%		MSDSがある場合、CAS No. エチレングリコール 107-21-1 塩化第一鉄四水和物 13478-10-9
4 廃棄物の種類 ■産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他() ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 鉱さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害)		
5 特定有害廃棄物 ()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ ☐ 分析表添付(廃棄物処理法)	アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロパン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン (×)		
6 PRTR対象物質	届出事業所(該当・ <u>非該当</u>)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・ <u>非該当</u>) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。		
7 水道水源における消毒副生成物前駆物質	☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) ☐ 1,1-ジメチルグアニジン(DMGU)		
8 その他含有物質 ()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (○) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) その他 ()		
9 有害特性 (有・ <u>無</u> ・不明)	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ ☐ 重合反応性 ☐ その他()		
10 廃棄物の物理的性状・化学的性状	形状(粘ちよう液) 臭い(たんぱく臭) 色(黒褐色) 比重(1.16/20°C) pH(7.0/20°C) 沸点(102°C) 融点() 発熱量() 粘度() 水分()		
11 品質安定性	経時変化(有・ <u>無</u>) 有る場合は具体的に記入 ※ 通常条件で安定である。		
12 関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭		

13	荷姿	■容器（ 20リットルポリタンク 及び 200リットルドラム缶 ）
14	排出頻度 数量	頻度（ スポット ・継続予定） ポリタンク×39本（計780リットル）ドラム缶×6本（計1,800リットル） ／ 年・月・週・日
15	特別注意事項 (有 ・ 無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 保護具（保護眼鏡、マスク、ゴム手袋等）を着用する。 眼や皮膚への接触を防ぎ、風上で作業する。作業後、使用した保護具、手、顔などをよく洗う。 輸送前に容器が密栓されているか、また、液漏れがないか確認する。 容器を破損させることのないよう注意する。大きな振動や衝撃を与えない。 労働安全衛生法施行例別表第9、通知対象物 エチレングリコール（政令番号75） 応急処置 吸入した場合 新鮮な空気のある場所に移し衣服を緩め安静にする。 必要があれば医師の手当てを受ける。 皮膚付着 触れた部位を多量の水で洗い流す。 目に入った場合 清浄な水で洗浄する。異常を感じたら医師の手当てを受ける。 飲み込んだ場合 水でよく口の中を洗浄する。 必要があれば指を喉に差し込んで吐き出させ、医師の診断を受ける。

【参考】その他の情報

- ・ サンプル等提供 （ 均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ ~~サンプル無~~ 写真有 ）
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
ポリ容器のまま消防車両に積載していたが、使用期限が切れたもの。
- ・ 製品安全データシート添付

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 3年 12 月 22 日

記入者 装備計画係

1	排出事業者	名称 東京消防庁 所在地 〒100-8119 東京都千代田区大手町一丁目3番5号	所属 担当者	装備部 装備課 TEL 03-3212-2111 FAX
2	廃棄物の名称	泡消火薬剤(たん白系) フカダ・フロロアルコフォーム3-3・6%		
3	廃棄物の 組成・成分情報 (比率が高いと 思われる順に 記載)	エチレングリコール 6% 硫酸第一鉄・7水塩 2%	MSDSがある場合、CAS No. エチレングリコール 107-21-1 硫酸第一鉄・7水塩 7782-63-0	
	☐ 分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。		
4	廃棄物の種類 ■産業廃棄物 ☐ 特別管理 産業廃棄物	☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他() ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 鉱さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害)		
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン (×)		
6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。		
7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) ☐ 1,1-ジメチルグアニジン(DMGU)		
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (○) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) その他 ()		
	☐ 分析表添付(組成)			
9	有害特性 (有・無・不明)	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸性性 ☐ 有機過酸化物 ☐ ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ ☐ 重合反応性 ☐ その他()		
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状(粘ちょう液) 臭い(たんぱく臭) 色(黒褐色) 比重(1.16/20°C) pH(7.0/20°C) 沸点(102°C) 融点() 発熱量() 粘度() 水分()		
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入 ※ 通常条件で安定である。		
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭		

13	荷姿	■容器（20リットルポリタンク）
14	排出頻度 数量	頻度（ ス ポット・継続予定） ポリタンク×15本（計300リットル） ／ 年・月・週・日
15	特別注意事項 （有・無）	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 保護具（保護眼鏡、マスク、ゴム手袋等）を着用する。 眼や皮膚への接触を防ぎ、風上で作業する。作業後、使用した保護具、手、顔などをよく洗う。 輸送前に容器が密栓されているか、また、液漏れがないか確認する。 容器を破損させることのないよう注意する。大きな振動や衝撃を与えない。 労働安全衛生法施行例別表第9、通知対象物 エチレングリコール（政令番号75） 硫酸第一鉄 7水塩（政令番号352） 応急処置 吸入した場合 新鮮な空気のある場所に移し衣服を緩め安静にする。 必要があれば医師の手当てを受ける。 皮膚付着 触れた部位を多量の水で洗い流す。 目に入った場合 清浄な水で洗浄する。異常を感じたら医師の手当てを受ける。 飲み込んだ場合 水でよく口の中を洗浄する。 必要があれば指を喉に差し込んで吐き出させ、医師の診断を受ける。

【参考】その他の情報

- ・ サンプル等提供 （均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ サンプル無 ・ 写真有）
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
ポリ容器のまま消防車両に積載していたが、使用期限が切れたもの。
- ・ 製品安全データシート添付

< 排出事業者及び処理業者内容確認欄 >

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

< 変更履歴 >

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 3年 12 月 22 日

記入者 設備計画係

1	排出事業者	名称 所在地 東京消防庁 〒100-8119 東京都千代田区大手町一丁目3番5号	所属 担当者	設備部 設備課	TEL FAX 03-3212-2111	
2	廃棄物の名称	泡消火薬剤(たん白系) DKアルコフォーム(3-3)				
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) ☐ 分析表添付(組成)	エチレングリコール 6.0% 硫酸第一鉄・7水塩 2.0%		MSDSがある場合、CAS No. エチレングリコール 107-21-1 硫酸第一鉄・7水塩 7782-63-0		
4	廃棄物の種類 ■産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他() ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 鉱さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害)				
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン (×)				
6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。				
7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) ☐ 1,1-ジメチルグアニジン(DMGU)				
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (×) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) その他 ()				
9	有害特性 (有・無・不明)	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ ☐ 重合反応性 ☐ その他()				
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状(粘ちよう液体) 臭い(たんぱく臭) 色(黒褐色) 比重(1.16/20°C) pH(7.0/20°C) 沸点(102°C) 融点() 発熱量() 粘度() 水分()				
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入 ※ 通常条件で安定である。				
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭				

13	荷姿	■容器（ 20リットルポリタンク ）
14	排出頻度 数量	頻度（ <u>スポット</u> ）継続予定） ポリタンク×1本（計20リットル） ／ 年・月・週・日
15	特別注意事項 （ 有 ・ 無 ）	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 保護具（保護眼鏡、マスク、ゴム手袋等）を着用する。 眼、皮膚へ接触しないよう、風上で作業する。作業後は、手や顔などをよく洗う。 輸送前に容器が密栓されているか、また、液漏れがないか確認する。 容器を破損させることのないように注意する。 労働安全衛生法施行令別表第9、通知対象物 エチレングリコール（政令番号75） 硫酸第一鉄 7水塩（政令番号352） 応急処置 吸入した場合 新鮮な空気のある場所に移し衣服を緩め安静にする。 必要があれば医師の手当てを受ける。 皮膚付着 多量の水で洗い流す。 目に入った場合 清浄な水で洗浄する。異常を感じたら医師の手当てを受ける。 飲み込んだ場合 水でよく口の中を洗浄する。 必要があれば指を喉に差し込んで吐き出させ、医師の診断を受ける。

【参考】その他の情報

- ・ サンプル等提供 （ 均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ サンプル無 ・ 写真有 ）
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
ポリ容器のまま消防車両に積載していたが、使用期限が切れたもの。
- ・ 製品安全データシート添付

< 排出事業者及び処理業者内容確認欄 >

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

< 変更履歴 >

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 3年 12 月 22 日

記入者 設備計画係

1	排出事業者	名称 東京消防庁 所在地 〒100-8119 東京都千代田区大手町一丁目3番5号	所属 担当者	設備部 設備課	TEL 03-3212-2111 FAX	
2	廃棄物の名称	泡消火薬剤(たん白系) アルコエース3-3				
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) ☐ 分析表添付(組成)	エチレングリコール 6.0% 硫酸第一鉄・7水塩 2.0%		MSDSがある場合、CAS No. エチレングリコール 107-21-1 硫酸第一鉄・7水塩 7782-63-0		
4	廃棄物の種類 ■産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他() ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 鉱さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害)				
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(廃棄物処理法)	アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン (×)				
6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当・ <u>非該当</u>)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・ <u>非該当</u>) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。				
7	水道水源における消毒副生成物 前駆物質	☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) ☐ 1,1-ジメチルグアニジン(DMGU)				
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (○) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) その他 ()				
9	有害特性 (有・ <u>無</u> ・不明)	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ ☐ 重合反応性 ☐ その他()				
10	廃棄物の物理的性状・化学的性状	形状(粘ちょう液体) 臭い(たん白臭) 色(黒褐色) 比重(1.16/20°C) pH(6.8/20°C) 沸点(102°C) 融点() 発熱量() 粘度() 水分()				
11	品質安定性	経時変化(有・ <u>無</u>) 有る場合は具体的に記入 ※ 通常条件で安定である。				
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭				

13	荷姿	■ 容器（ 20リットルポリタンク）
14	排出頻度 数量	頻度（ <u>ポット</u> ） 継続予定） ポリタンク×1本（計20リットル） ／ 年・月・週・日
15	特別注意事項 （ 有 ・ 無 ）	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 保護具（保護眼鏡、マスク、ゴム手袋等）を着用する。 眼、皮膚へ接触しないよう、風上で作業する。作業後は、手や顔などをよく洗う。 輸送前に容器が密栓されているか、また、液漏れがないか確認する。 容器を破損させることのないように注意する。 労働安全衛生法施行令別表第9、通知対象物 エチレングリコール（政令番号75） 硫酸第一鉄 7水塩（政令番号352） 応急処置 吸入した場合 新鮮な空気のある場所に移し衣服を緩め安静にする。 必要があれば医師の手当てを受ける。 皮膚付着 多量の水で洗い流す。 目に入った場合 清浄な水で洗浄する。異常を感じたら医師の手当てを受ける。 飲み込んだ場合 水でよく口の中を洗浄する。 必要があれば指を喉に差し込んで吐き出させ、医師の診断を受ける。

【参考】その他の情報

・ サンプル等提供 （ 均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ サンプル無 ・ 写真有 ）

・ 産業廃棄物の発生工程等
ポリ容器のまま消防車両に積載していたが、使用期限が切れたもの。

・ 製品安全データシート添付

< 排出事業者及び処理業者内容確認欄 >

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

< 変更履歴 >

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 3年 12 月 22

記入者 設備計画係

1	排出事業者	名称 東京消防庁 所在地 〒100-8119 東京都千代田区大手町一丁目3番5号	所属 担当者	設備部 設備課 TEL 03-3212-2111 FAX
2	廃棄物の名称	泡消火薬剤(たん白系) アルコエース3-3		
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) ☐ 分析表添付(組成)	エチレングリコール 6.0% 硫酸第一鉄・7水和物 2.0% MSDSがある場合、CAS No. エチレングリコール 107-21-1 硫酸第一鉄・7水和物 7782-63-0		
4	廃棄物の種類 ■産業廃棄物 ☐ 特別管理 産業廃棄物	☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他() ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 鉱さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害)		
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン (×)		
6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。		
7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) ☐ 1,1-ジメチルグアニジン(DMGu)		
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (○) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) その他 ()		
9	有害特性 (有・無・不明)	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ ☐ 重合反応性 ☐ その他()		
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状(粘ちよう液体) 臭い(たん白臭) 色(黒褐色) 比重(1.16/20°C) pH(7.0/20°C) 沸点(102°C) 融点() 発熱量() 粘度() 水分()		
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入 ※ 通常条件で安定である。		
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭		

13	荷姿	■容器（ 20リットルポリタンク ）
14	排出頻度 数量	頻度（ <u>スポット</u> ）継続予定） ポリタンク×9本（計180リットル） ／ 年・月・週・日
15	特別注意事項 （ 有 ・ 無 ）	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 保護具（保護眼鏡、マスク、ゴム手袋等）を着用する。 眼、皮膚へ接触しないよう、風上で作業する。作業後は、手や顔などをよく洗う。 輸送前に容器が密栓されているか、また、液漏れがないか確認する。 容器を破損させることのないように注意する。 労働安全衛生法施行令別表第9、通知対象物 エチレングリコール（政令番号75） 硫酸第一鉄 7水塩（政令番号352） 応急処置 吸入した場合 新鮮な空気のある場所に移し衣服を緩め安静にする。 必要があれば医師の手当てを受ける。 皮膚付着 多量の水で洗い流す。 目に入った場合 清浄な水で洗浄する。異常を感じたら医師の手当てを受ける。 飲み込んだ場合 水でよく口の中を洗浄する。 必要があれば指を喉に差し込んで吐き出させ、医師の診断を受ける。

【参考】その他の情報

- ・ サンプル等提供 （ 均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ サンプル無 ・ 写真有 ）
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
ポリ容器のまま消防車両に積載していたが、使用期限が切れたもの。
- ・ 製品安全データシート添付

< 排出事業者及び処理業者内容確認欄 >

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

< 変更履歴 >

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 3年 12 月 22

記入者 設備計画係

1	排出事業者	名称 所在地 東京消防庁 〒100-8119 東京都千代田区大手町一丁目3番5号	所属 担当者	設備部 設備課	TEL 03-3212-2111	FAX
2	廃棄物の名称	泡消火薬剤(水成膜) DKウォーター				
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	MSDSがある場合、CAS No.				
		エチレングリコール 10.0%	エチレングリコール 107-21-1			
		エタノール 0.8%	エタノール 64-17-5			
		ホウ酸ナトリウム10水和物 0.6%	ホウ酸ナトリウム10水和物 1303-96-4			
	☐ 分析表添付(組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。				
4	廃棄物の種類 ■産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他() ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 鉱さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害)				
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(廃棄物処理法)	アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン (×)				
6	PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。				
7	水道水源における消毒副生成物前駆物質	☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) ☐ 1,1-ジメチルグアニジン(DMGu)				
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (○) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) その他 ()				
9	有害特性 (有・無・不明)	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ ☐ 重合反応性 ☐ その他()				
10	廃棄物の物理的性状・化学的性状	形状(粘ちょう液体) 臭い(芳香) 色(淡黄色) 比重(1.03/20°C) pH(7.9/20°C) 沸点(102°C) 融点() 発熱量() 粘度() 水分()				
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入 ※ 通常条件で安定である。				
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭				

13	荷姿	■ 容器（20リットルポリタンク）	
14	排出頻度 数量	頻度（ ポット ）継続予定） ポリタンク×58本（計1,160リットル） ／ 年・月・週・日	
15	特別注意事項 （有・無）	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 保護具（保護眼鏡、マスク、ゴム手袋等）を着用する。 眼、皮膚へ接触しないよう、風上で作業する。作業後は、手や顔などをよく洗う。 輸送前に容器が密栓されているか、また、液漏れがないか確認する。 容器を破損させることのないように注意する。 労働安全衛生法施行令別表第9、通知対象物 エチレングリコール（政令番号75） エタノール（政令番号61） ホウ酸ナトリウム10水和物（政令番号544） 応急処置 吸入した場合 新鮮な空気のある場所に移し衣服を緩め安静にする。 必要があれば医師の手当てを受ける。 皮膚付着 多量の水で洗い流す。 目に入った場合 清浄な水で洗浄する。異常を感じたら医師の手当てを受ける。 飲み込んだ場合 水でよく口の中を洗浄する。 必要があれば指を喉に差し込んで吐き出させ、医師の診断を受ける。	

【参考】その他の情報

- ・ サンプル等提供 （ 均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ ~~サンプル無~~ 写真有 ）
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
ポリ容器のまま消防車両に積載していたが、使用期限が切れたもの。
- ・ 製品安全データシート添付

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

付記

ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。